



商工会なないろ通信

第180号 令和4年8月26日
発行元 滝沢市商工会
TEL684-6123 FAX687-3090

物価高騰対策支援金のお知らせ

岩手県では、新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少や物価高騰等による費用の増加に直面している中小企業者に対し、事業継続に向けて、仕入価格高騰に対する影響緩和や家賃等へ直接的に支援する支援金を支給します。

- 対象
 - ・中小企業者であること
 - ・県内に本店登記を行っている法人、又は県内を納税地としている個人事業者
 - ・令和4年4月から9月までの期間のうち、いずれか1か月の売上が過去3年間の同月比で50%以上減少、又はいずれかの連続する3か月の売上の合計が過去3年間の同期比で30%以上減少していること
 - ・上記に該当する期間における主な材料や仕入品等の中に前年同月の単価と比較して10%以上価格上昇しているものがあること

■申請期限及び提出方法 **令和4年11月30日(水)まで** ※郵送のみ受付

■原材料等支援金

基本要件に該当する期間において、主な材料や仕入品等に10%以上価格上昇が確認された単価と前年同月との単価の差額を算定し、その月の購入量に応じて月毎の上昇額を算出。最大5品目の上昇額を3か月分集計し、その集計額に応じて定額支給します。

1 事業者当たり、上昇額の集計額が、

- ① 10万円以上50万円未満の場合は、定額5万円
- ② 50万円以上100万円未満の場合は、定額10万円
- ③ 100万円以上150万円未満の場合は、定額15万円
- ④ 150万円以上の場合は、定額20万円を支給

■家賃等支援金

基本要件に該当する期間における家賃等の額の1/4を上限の範囲内で支給します。

上限額は、1事業者当たり単月5万円(3か月で最大15万円)を支給します。

条件に該当すれば、原材料等支援金または家賃等支援金、もしくは両方の支援金を受け取ることができます。申請は、1事業者1回のみとなりますのでご注意ください。

■お問い合わせ先 物価高騰対策支援金事務局 TEL: 019-626-3160

運輸事業者運航支援緊急対策費期限延長

岩手県運輸事業者運航支援緊急対策費の申請期限が延長になりました。詳細は、岩手県トラック協会のホームページをご覧ください。

■申請受付期間 令和4年7月11日(月)～**令和4年8月31日(水)**

■支給対象車両(次のいずれにも該当する車両)

- ・令和4年4月1日時点において、現に営業用として保有する被けん引車を除くトラック等(貨物軽自動車を含む)
- ・東北運輸局岩手運輸支局に登録されている車両であること

■支給対象事業者(次のいずれにも該当する事業者)

- ① 貨物自動車運送業に必要な許可、認可、届出の全てを有し、県内で当該貨物自動車運送業を継続して営んでいる事業者
- ② 県内に本社を置く事業者又は県内に支店・営業所等を有する中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること。
- ③ 岩手県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

■支援金額 交付申請のあった対象車両の数に23,000円を乗じた額。

■申請方法 申請書類をトラック協会に直接提出するか、郵送にて提出してください。

■お問い合わせ先 公益社団法人岩手県トラック協会 TEL: 019-637-2171

DX・ITの取り組みに関するアンケート調査協力をお願い

近年、情報化の進展とコロナ感染症がもたらした社会変化により、地域商工業者はICTやDXによる経営の合理化・高付加価値化を進め、生産性の向上を図ることが求められています。そこで、商工会では会員事業所のDX及びITの取り組み状況について把握し、今後の会員支援につなげるための簡易アンケートを実施いたしますので、是非ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※必要事項をご記入の上このままFAX(687-3090)を、メールの場合は下記の内容を本文に記入して takizawa@shokokai.com までメールをお願いします。

- 1 DXに向けたITツール導入を検討している (検討している ・ 検討していない)
- 2 自社ホームページを開設している (開設している ・ 開設していない)
- 3 今後、ホームページを開設・改修を予定している (予定している ・ 予定していない)

事業所名 _____ 担当者名 _____

連絡先 ☎ _____